

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

女性福祉資金貸付制度の充実を図るため、修学資金及び就学支度資金の貸付対象に、大学院において修学し、又は大学院に入学するために必要な資金を加える必要がある。

2 改正概要

- (1) 修学資金について、大学院への就学期間中、修士課程は月額132,000円、博士課程は月額183,000円を限度に貸付けを行う。
- (2) 就学支度資金について、国公立の大学院へ入学する場合は380,000円（私立の大学院へ入学する場合は590,000円）を限度に貸付けを行う。

3 施行期日

平成31年4月1日